

福彩支援ニュース 第7号

2015.11



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582 北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



9/2 第7回期日 原告側弁護団、 内外の事故事例を真摯に検討せず 安全神話に慢心した国・東電を追及 第3次提訴で原告数は20世帯68人に!

次回期日は 11/25(水)! 15時開廷

★ 傍聴希望の方は、14:30までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

9月2日の第7回期日、皆さまのおかげで、傍聴席を満席にすることができました! 心から感謝いたします。

第7回期日においては、東電の過失の審理の必要性を指摘する第14準備書面と、国が国内外の事故事例に全く学ぶことなく、漫然と安全神話を維持し続けた怠慢が今回の事故を引き起こした責任を厳しく追及する第15準備書面が陳述されました。また、求釈明で、東電が、福島原発の津波を15.7mと予想していた事実に関する資料の提出を求めました。

東電は、これまで「無過失責任」で賠償をするのだから、として、原告側からの数々の東電の過失を指摘する主張に対してほとんど認否をしてきていません。しかし、原発の安全性よりも、自らの利益・効率のみを優先させてきた国と東電がこの事故を引き起こしたことから、その「故意過失」の程度は、賠償額の算定にも大きく影響を及ぼすものです。この点についても原告弁護団が法廷の場で厳しく追及しました。

これらに対し、東電は、現時点では資料の提出は必

要ない、過失の主張についても、「必要だと判断した時点で主張をする場合もある」などとのらりくらの回答をしてきました。このような東電の態度を許してはならないはずの裁判長は、「では、次回を」とするのみで、疑問を感じざるを得ない訴訟指揮でした。他県の訴訟でも、東電は最後になって過失の反論の主張をしてきた、ということですが、裁判長にはそのようなことを許さない真摯な訴訟指揮をとることを求めたいと思います。

続けて行われた報告集会では、傍聴に参加された方々から、「東電や国の責任は明らかなのに」ということから様々な質問があり、弁護団から、これまでもこれからも、津波が予見できたこと、事故を防ぐ対策を怠っていたこと等について厳しく追及していくことを丁寧に説明があり、理解が深まりました。

支援する会の年次総会では、活動報告、会計報告、2015年度の活動方針が承認され、また、さいたま市

等で、この訴訟をもっと広く知ってもらうための取り組みをしていくこと等積極的な提案があり、ぜひ、取り組んでいきたいと考えています。

【2015年度・福彩支援活動方針】

- ・原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- ・裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- ・原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- ・裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- ・会員を拡大しカンパを募ります。

これからも、傍聴席を満席にする、という第一の役割を果たすべく、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

▶第3次追加提訴のご報告 原告は20世帯68人に

8月25日、区域外避難の方を中心に7世帯22の方が追加提訴をしました。これまでの原告と合わせて20世帯68人となりました。昨日の傍聴にも追加提訴された原告の方が来てくださり、報告集会でお話いただきました。



▲第3次追加提訴を終えて記者会見にのぞむ弁護団と原告の方々

子ども2人といわき市から自主避難された河合加緒理さんは、「やり場のない怒りと悔しさを抱え、母子で避難して日々の暮らしを支えるのに必死、という、生活に追われた月日を過ごしてきました。ある日、張り詰めていた糸が切れたように、一步も外へ出れないようになってしまいました。それから様々な出会いがあり、何も悪いことはしていない、と思えるようにな

り、このやり場のない怒りと悔しさを訴えるために、訴訟に参加することになりました」

郡山市から家族6人で自主避難されているSさんは、「最初は国がなんとかしてくれる、国を信じようと思っていました。しかし一向に事態は進展しません。国は「話を聞いた」というけれど、それはあくまで「聞いた」だけ。政策に反映されないし、相手にもされません。「除染したから安全」というけれど、放射線量はぜんぜん下がっていない。何が起るかわからない今の福島で暮らすことは不可能です。たとえ力及ばず負けたとしても、裁判を通して声を上げるしかない、と覚悟を決めました」

福島県と国は自主避難者への支援打ち切りを相次いで表明しています。状況が厳しさを増すなかで、新たに訴訟に参加された方々の、肚の底からの叫びに心を揺さぶられました。

次回期日では、追加提訴をされた原告の方の陳述が予定されています。ぜひ、皆様、傍聴においでください。**次回期日は、11月25日(水)午後3時からです。**

これからの長い裁判の歩み、原告団・弁護団とともに、この裁判が正義の判決を得るまで、これからも引き続きどうぞよろしく願いたします。

第7回期日 代理人弁護士意見陳述(全文)

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件
原告 外15名
被告 国, 東京電力株式会社

代理人意見陳述

平成27年9月2日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 中山 福二 他

第1 第15準備書面では、被告国が、国内外の事故からの教訓や、その教訓に基づき各国で強化されていた規制内容を調査し、これを生かして規制権限を行使

していれば、本件事故の発生という結果を回避できたことについて主張しています。

原発事故は、ひとたび発生すると深刻な被害が広い地域に及ぶのであって、原発事故は万が一にもおこされてはならないものです。しかし、被告国は、電力事業者が営利を追求すべく、発生する多くの事故を隠蔽し、費用をかけて事故対策を施すことを怠っている状態を知っていたのに、何ら規制を強化しませんでした。

1980年代以降、欧米各国では、各国の事故を踏まえ規制強化の動きが活発化していました。もともと、日本の原発技術は欧米から導入されたものである以上、諸外国で検討・導入された安全対策は日本でも当然考慮すべきものでした。利益を追求し、事故に不都合な情報を隠す事業者に対して、適切な規制権限を行使するためには、その前提として様々な情報を集め、分析する必要があります。むしろ逆に、何らの調査もせずに適切な規制権限を行使することは不可能です。

被告国は、諸外国での事故を踏まえた安全対策、規制強化について情報を適時把握し、これを国内の規制や監督に生かすべきでした。被告国が、諸外国が事故の教訓として導入した安全基準を自らの基準に組み入れて監督権限を行使していれば、本件事故の結果を回避できた可能性があったのです。国民の生命身体を守るために規制権限を付与されていた経産大臣は、知らなかったから予見できませんでしたというのでは許されず、調査義務を尽くしても結果を予見し回避することができなかったかが問われるのです。

第2 被告国が世界各国の知見を生かして自らの規制権限を行使していれば、本件事故の発生を防止あるいは軽減できたことについて、以下詳細を述べます。

1 ブラウンズ・フェリー火災 (1975年3月)

(1) 事故の状況

米国アラバマ州のブラウンズフェリー原発1号機のケーブル分配室で検査のためのローソクの火が貫通部のシール材(ポリウレタン)に引火し、ここから原子炉建屋に延焼し、ケーブル分配室と原子力建屋の2か所で大きな火災となりました。

(2) この事故の教訓は、重要設備の多重性・多様性の徹底の必要性でした。安全装置をいくつ設けても、そこをつなぐ共通のケーブルが焼ければ、全てが機能しなくなります。例えば火災という1つの原因で、い

くつもの安全装置が一度に使えなくなるのであれば、非常時の安全設備として意味がないと認識されたのです。

米国では、本件の事故後には、火災防護に万全を期すため、①火災の発生を防ぐ、②発生した火災を速やかに検知する、③検知された火災を速やかに消し止める、④消し止められない火災を拡大させない、⑤消し止められない火災によっても原子炉の安全停止が妨げられない、という深層防護の考え方がとられるようになりました。特に②～⑤に対しては、「燃える物や火の気がなくても火災は起こる」という仮定を原発の設計基準としています。

一方、日本ではこの考えが厳密に採用されませんでした。複数の安全設備を導入しても、それらを同一の室内やエリア内に設置したり、個々の部屋を耐火構造等で完全に仕切らないなど、単一の原因で複数の機材がいつぱんに機能を失う状況が放任されました。

(3) 日本でも米国の規制と同様、多重性多様性の要件を徹底していれば、本件事故の発生が防止、もしくは軽減されていたと思われます。なぜなら、福島第一原発で、非常用設備(発電機・配電盤)が物理的に離れて設置されていたれば、津波の影響も段階的なものとなり、その間電気の一部が生き残り、運転員が必要な操作を行えた可能性があるからです。

2 スリー・マイル・アイランド事故(1979年3月)

(1) 事故の状況

1979年3月28日米国のスリー・マイル・アイランド原子力発電所で、1基の原子炉の冷却ができなくなり炉心が溶け落ちる事故が発生しました。圧力逃し弁が開いた状態のままになり、放射性物質を含んだ水(蒸気)が放出され続け、炉心の露出が始まって原子炉が空焚きになって燃料が破損・溶融しました。

(2) 米国規制当局は、この事故を重要視し、全交流電源を喪失した場合を想定した解析を行い、この結果、冷却手段を失った原子炉事故の進展状況がはっきりしました。この解析をもとに、その後原子炉の運転員の訓練させるようになりました。

また、原発事故では、複数の故障や運転員のミスが重なりがちです。この事故を踏まえ、米国の原子力規制委員会は、緊急時に異なる役割を担う3つの施設(技術支援センター(TSC)、運転支援センター(OSC)、緊急対策施設(EOF))を各原発に作らせました。中

でも技術支援センターは、事故が警戒レベルになると、原子力施設の所長に代わり、緊急時の指示を作業員に伝えるなどをする施設で、即応性の見地から徒歩2分圏内に作られます。

(3) 日本でも、各原発の実際に使われている機をもとにしたシミュレーターをもとに解析し、その情報を運転員間で共有し訓練できていれば、被害の拡大防止が図れたと思われます。仮に解析に基づく実効的な訓練が事前になされていれば、一号機で起きた、ICの運転に関する深刻な誤解・ミスは生じなかったでしょう。また、米国のように技術支援センターが徒歩2分圏内にあれば、緊急時の対応について迷うことなく適切な対応が期待でき、被害の発生・拡大の防止ができたと考えられます。

3 チェルノブイリ原発事故(1986年4月)

(1) 事故の状況

1986年4月26日、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所4号機で事故が発生し、原子炉および原子炉建屋が破壊され、大量の放射性物質が放出されました。

(2) 事故後、各国で、チェルノブイリ事故を踏まえ、フィルターベントの必要性が言われるようになりました。格納容器が内圧で破壊される前に、ベントを行うべきことが意識されたからです。日本と同様、国土の狭い欧州各国は、ベントによって出るガスに放射能を含ませないため、ベントにフィルターをつけることでベントの際の放射能拡散に対応しました。

(3) もし、本件当時福島第一原発にフィルターベントが実装されていれば、格納容器の圧力が上昇し続ける中、早期の段階でベントに踏み切り、圧力を下げることができたはずでした。その結果、原子炉圧力容器への注水も早期にできて、冷却することも可能であったと考えられます。

4 福島第一原発の溢水事故(1991年10月)

(1) 事故状況

1991年10月30日に、福島第一原子力発電所1号機で、海水漏れに伴う原子炉手動停止事故が発生しました。タービン建屋地下1階の床下に埋設されている配管に穴があいており、1-2号機共通ディーゼル発電機及び機関の一部が浸水しました。

(2) この事故を踏まえ、溢水対策の重要性が認識されました。福島第一原発の吉田所長は、本件事故の前で

はこの溢水事故が最も深刻な事故だったこと、非常用電源設備などの重要機材が海水につかかってしまうと半年は使えず、早期の復旧などできないことを述べ、溢水による事故の恐ろしさを告白しています。それにもかかわらず、溢水対策がなされなかったのは、最終的には予算の問題であると、述懐しています(「吉田調書」)。

(3) 事故が起きても何ら対策をしないのであれば、事故から何も学ぶことができません。被告国がこの事故を踏まえ、非常用電源設備とその附属設備を物理的に分けて設置するか、あるいは複数の系統のうち一部でも水密化するなどの多様化を徹底させるべく規制を強化していれば、内部溢水のみならず、外部溢水である津波についても、相当程度以上に対応ができていたはずでした。本件で海水が浸入したとしても、一度に非常用電源の全てを失うことなく、一定時間冷却することもできたと考えられます。

5 ルブレイエ原子力発電所の事故(1999年12月)

(1) 事故の概況

1999年12月27日、フランスで大嵐による洪水が発生し、嵐に伴う事象(低気圧・突風・潮汐)が重なり、高さ5.2メートルの堤防を水が超えて、ルブレイエ原発の一部が浸水したという事故です。

(2) この事故は、フランスが世界に向けて、事故内容を明らかにしています。独立行政法人原子力安全基盤機構(略称・JNES)が、平成17年6月5日付安全情報検討会でこの事故を取り上げた際に使用した資料があり、これを証拠として提出しています。その資料でJNESは、ルブレイエは川の水を使用し、海水を利用している日本の原発にはそのまま当てはまらないけれども、日本の原発が沿岸地域にあり、これを教訓にして、津波に対する備えをすべきであるとして、内部溢水対策のみならず、外部溢水対策の重要性を認識していたことが示されています。

(3) この事故を踏まえた津波対策がなされていれば、重要機材である発電機や配電盤等の施設の一部を水密化したり、水圧によって扉等が変形しないように施設的设计強化がされていたと思われます。そうすれば、福島第一原発で大量の水が容易に原発内に流入するという事態は避けられたはずであって、全電源喪失による冷却機能の喪失は生じなかったと考えられます。

6 9.11 同時多発テロ (2001年9月)

(1) 事件内容

2001年9月11日、4機の旅客機がハイジャックされ、米国で同時多発テロが発生しました。

(2) この事故で、原子力施設に生じる人為的な脅威が存在することが強く意識され、米国では翌2002年に規制が強化されました。いわゆる B5b 条項も含まれる規制です。この条項は非公開だから内容がわからなかったと被告国は主張していますが、この規制に応じるための各原発のオーダーを見れば、全電源喪失状態に陥り冷却機能が保持できなくなった際に備え、バッテリーの補充や緊急時の訓練強化などが義務づけられていることはわかることでした。

B5b にならい、必要な備品を準備させ、全電源喪失時の手順を備えて、これを運転員に訓練させていれば、本件事故の発生を防止もしくは軽減できたことは明らかです。

第3 まとめ

被告国には調査義務があり、上記に述べた事案やその教訓は当然に知っていた、もしくは被告国には容易に調査できた内容です。この情報をもとにして規制が実施されていれば、本件事故を防止する、若しくは軽減することができたのではないかと強く思われます。それにもかかわらず、被告国は、この情報を生かすことなく規制を怠っていたのであって、被告国は国家賠償法上の違法の評価を免れません。

以上

国と東電の準備書面について

まえだとしのり
前田俊宣 (福島原発さいたま訴訟を支援する会)

第6回期日の報告集会で、「口頭で主張しない国と東電の姿が、法廷で〈見えない〉」と話題になりました。国と東電は、裁判では口頭主義をとらず文書提出に終始しているので、傍聴していても何を考えているのかさっぱり分かりません。そこで国と東電がこれまで提出した準備書面の要旨を、以下にまとめてみました。

第6回口頭弁論期日(2015/7/1)までに被告の国と東電が裁判所に出した書面は以下の通りです。時系列で

整理しました。

- 2014/3/10 (原告) 訴状
- 2014/6/11 (国) 答弁書
- 2014/6/11 (東電) 答弁書
- 2014/9/24 (国) 第一準備書面
(国) 第二準備書面
- 2014/12/3 (東電) 準備書面 (1)
- 2014/12/10 (国) 第三準備書面
- 2015/1/20 (国) 第四準備書面
- 2015/2/18 (東電) 準備書面 (2)
(精神的損害の賠償の考え方について)

《国と東電の答弁書》(2014/6/11)

これは訴状に対する認否の文書です。訴状の内容に対して一つ一つ〈認める〉〈不知〉〈争う〉などと態度を表明したものです。「原告の請求を棄却する」判決を求めている全面的に争うとしています。国は59ページ、東電は48ページ、態度を示した文書で立証する文書ではありません。

《国の準備書面——第1》(2014/9/24)

62ページ、目次の概要は次のようです。

- 第1 はじめに
- 第2 前提となる事実関係及び法令の定め等
- 第3 福島第一発電所の施設の概要など
- 第4 福島第一発電所事故の状況

ページ数はありますが、福島原発の概要と原子力規制の法制度をなぞったものと、事故については、「政府事故調査中間報告書」の内容を要約した程度のものです。

《国の準備書面——第2》

33ページ、目次の概要は以下の通りです。

- 第1 はじめに
- 第2 国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組みに関する原告らの主張に対する反論

こちらの準備書面は、原告の判例解釈に対する国の初めての理論的な反論です、原発事故や損害に直接関わるものではありません。

《東電の準備書面(1)》(2014/12/3)

21ページ、目次の概要は以下の通りです。

- 第1 民法709条の適用がないこと
- 第2 訴訟法的観点からも故意・過失の審理は不要であること
- 第3 損害論の観点からも故意・過失の審理は不要であること
- 第4 結論

東電が、「故意・過失の審理は不要」との主張をしており、事故の責任は審理の対象にならないと主張しています。地震と津波についても、想定を越えた規模だったので事故は東電の責任ではないと主張しています。東電が事故の責任についてどのように考えているかがある程度分かる文面です。読んでみると腹が立ってきます。

《国の準備書面——第3》(2014/12/10)

101ページ、目次の概要は以下の通りです。

- 第1 はじめに
- 第2 予見可能性の対象について
- 第3 福島第一発電所事故に至るまでの科学的知見を見ても予見可能性を認めることは出来ないこと
- 第4 被告国が講じてきた行政上の措置
- 第5 原告らの平成26年9月24日付け被告国に対する求釈明書に対する回答等
- 第6 結語

事故原因の津波が予見できたかについての、実質的な反論です。ここで国は根拠として、問題となっている「4省庁報告書」「長期評価」「津波評価技術」を持ち出してきました。国が何を考えているかが伺える文書と言えます。

《国の準備書面——第4》(2015/1/20)

1ページだけ、12月9日の求釈明書への回答です。

回答になっていない回答で、訳のわからない文書です。内容なし。

《東電の準備書面(2)》(2015/2/18)

73ページ、目次の概要は以下の通りです。

- 第1 はじめに
- 第2 我が国の原子力損害賠償制度について
- 第3 中間指針等に定める精神的損害の賠償の内容等
- 第4 避難等対象者に対する精神的損害の賠償の考え方
- 第5 自主的避難等対象者の精神的損害等に対する賠償
- 第6 結語

慰謝料についての東電の考え方が書かれています。現在、国や東電の事故に対する過失や責任が争点となっているのに、先走って損害論に踏み込んだこと、裁判の空気が読めていない気がしました。内容は、原子力損害賠償制度と中間指針のなぞり。

以上が、6月末までの国と東電が裁判所に提出した書面です。

東電の準備書面(1)について少し補足します。

国や東電が裁判所に提出した書面を読むと、幾つかの法律や国や行政によってまとめられた指針や報告書などを抛り所に行っていることに気づきます。普通の生活をしている庶民には一生関係ないような法律や行政文書が、原発事故により権力の壁となって立ち塞がってくることを痛感させられます。

東電の準備書面(1)では、「原子力損害の賠償に関する法律」略して〈原賠法〉なるものが引用解説されており、そのご都合主義的な記述に腹が立ちます。原賠法って何なんだと少し調べてみました。

日本では1966年に初めて商業用原子力発電が行われた東海発電所に先立つ1966年に成立した法律です。目的に「被害者の救済」と「原子力事業の健全な発達」を掲げていますが、主たる目的は後者にあります。

事故が発生した場合の賠償について幾つか条文があり、それを東電が抛り所に行っています。第3条から5条にかけての条文がそれにあたります。もともと事業者にとって都合の良いように作られた法律ですが、実際に裁判で使われる場面に遭遇すると、市民の立場から見ても腹が立ちます。準備書面の前半は原賠法の都合のいい解説です。後半が、原告側の主張への反論になっています。

わたしたちは、民法第709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し

た者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」という有名な法律をもとに損害賠償を求めています。これに対する反論に次のような記述があります。以下引用。

民法709条に基づく請求については、求償権の制限(原賠法5条1項)等の原路法の規律が適用されないため、原子力事業の健全な発達をも目的とする原賠法に基づく原子力損害賠償制度とは整合せず、むしろ、原子力損害賠償制度の趣旨を明らかに没却することとなる。

すなわち、原賠法の目的における「原子力事業の健全な発達」の趣旨は、原子力事業の遂行に関して、巨額となり得る損害賠償責任の負担に関して将来の予測可能性を提供して、企業としての安定性を保証するとともに、原子力関連産業においても多額の求償権を行使されるおそれがあれば安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力事業に参加する企業の安定・安全を図るという点にあると解される。したがって、かかる原賠法の趣旨及び目的を前提にすると、原賠法は、原子力損害の賠償責任については、民法709条は適用されないことは明らかであるから、原告らの上記主張に理由はない。

どうですか。会社側の都合をこうも露骨に主張されると、消費者あつての発電ではなかったのかと、揚げ足を取ってみたいくなります。同じような趣旨の文章が随所に出てきます。

もう一つ、「(5) 被告東京電力の故意・過失を審理する必要性について」の反論部分に、東電が3・11の地震と津波についてどう考えているか示す文章がありますので引用します。

原告らは、被害者の実質的被害回復のためには金銭的な補償では不十分であり、社会正義の観点からも、事実を明らかにして、事故の再発防止を促すことが必要であるから、当該事実の有無について裁判所において審理されなければならないとの趣旨の主張をしている。

しかしながら、被告東京電力が、本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても、

本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う大津波又は同程度の地震及び津波が発生することが予見できなかったことなどは既に答弁書において述べたとおりである。また、その点を描くとしても、本件事故の真相究明及び再発防止の促進それ自体は、本件訴訟において原告らが求めている民事損害賠償請求の目的でないことは明らかであり、本件訴訟においては、原賠法3条1項に基づく被告東京電力の賠償責任の成否こそが審理の対象であり、かつそれに尽きるのである。

したがって、原告らの上記主張は、被告東京電力の故意・過失を審理する必要性を何ら基礎付けるものではなく、理由がないものである。

同趣旨の主張は、他の書面でも繰り返し述べられており、東京電力の事故に対する責任を回避する主張となっています。

▶福島原発避難者の初の全国横断組織 「避難の権利」を求める全国避難者の会 が結成されました

政府は福島第一原発事故の避難者が帰還できる環境が整ったとして、これまでに福島県楢葉町などの避難指示を解し、放射線量が高い帰還困難区域以外の他の地域も2017年3月までに避難指示を解除する方針です。福島県も同じ時期に、避難指示区域以外からの自主避難者への住宅無償支援を打ち切る構え。国も自治体も、「避難指示解除・賠償打ち切り・帰還政策を進め、“避難者ゼロ”へ向け猛進」しているのが実情です。歩調を合わせるように、御用学者らが「福島の放射線レベルは全く安全。20km圏内にも帰還できるほどの低線量」と、とんでもないキャンペーンを行っています。

こうした動きに対し、「避難の権利が切り捨てられようとしている」と危機感を抱いた避難者の有志が、強制避難と自主避難の壁を越え、全国に散らばった避難者のネットワークをつくり、政府や自治体に、避難の権利を保障する立法や支援策を求めていく団体として「『避難の権利』を求める全国避難者の会」が結成され、10月29日、参議院議員会館101会議室で設立集会在開催されました。

共同代表の一人、介護サービス業・中手聖一さん(54)は、福島市から妻子と自主避難し、札幌市のアパートで暮らしています。「低線量でもリスクはある。特に支援の薄い自主避難者は貧困か帰還しての被曝生活の二者択一を迫られる」と中手さんは語っています。

中手さんと共に共同代表となった宇野さえこさん(44)は、福島市から京都府木津川市に家族で避難しました。宇野さんは「全国的なつながり作りをとおして、互いに理解して支え合い、分断を乗り越えたい」と述べています。会の設立にあたったメンバーは福島県やその近隣から避難し、10都道府県で暮らす約15人で、今夏ごろからインターネット電話「スカイプ」等を活用して設立にこぎつけたそうです。

避難者が置かれた状況は各々異なり、行政からの支援にも格差があります。さらに「梯子はずし」のような避難指示の解除により、自主避難の立場に変わる人が増えるのは間違いありません。同会は設立趣意書で、「汚染地に居住する者は、避難するかまたは留まるかの自己決定を保障されるべきであり、それは決し

て被曝か貧困かの選択を強いるものであってはなりません」と明記しています。同会が求める「避難の権利」は、「被曝なき居住」「貧困なき避難」であり、中手さんは「避難する人もとどまる人も、自分の意思で選択でき、等しく支援を受けられるべき」と訴えています。

同会では、国や自治体、住宅支援をはじめとする支援策の継続や健康・医療の充実を求めていくとともに、避難者の実態把握などにも取り組む方針です。強制避難、自主避難といった政府指示の有無にかかわらず入会でき、被災当時、どこにいたかも問わない。経済的な理由などで帰還した人も参加可能としています。

同会のホームページは <http://hinannokenri.com> です。入会案内や会則等は、同サイトの「<http://hinannokenri.com/ダウンロード>」から入手可能です。本ニュースでも新しい情報が入り次第、紹介する予定ですが、関心をお持ちの方は、ぜひアクセスしてください。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2015/3/1現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	肥田舜太郎	医師
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	松本 昌次	編集者・影書房
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

* 北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582